

No.	いただきました質問	回 答	掲載日
1	送迎バスを運行委託する場合、当該経費を補助対象とすることができるのか。	<p>送迎バスの運行を全部委託する場合は、当該経費は補助対象になりません。</p> <p>バスの賃貸借契約及び運転手の派遣契約を個別に締結することは可能であり、この場合、バスの賃借料及び運転手雇用費の補助対象となります。</p>	10月20日
2	地質(ボーリング)調査及び測量はいつからできるか。	<p>測量は、本市と日程調整をいただくことにより、公募期間中から実施いただくことが可能です。</p> <p>地質調査は、本市が実施法人を選定し、土地の使用にかかる手続終了後(平成30年2月以降を想定)より実施いただくことが可能ですが、文化財保護法に基づく発掘届の提出が必要となる場合は提出から60日経過した日以降、本市との協議により発掘届の提出不要との判定を受けた場合はその日以降に現場着手が可能となります。</p>	10月20日
3	敷地東側の目隠しフェンスの撤去は可能か。	<p>現状のフェンスを撤去することは可能ですが、その場合は、必ず目隠しとなるフェンス又は塀を設置するようにしてください。</p>	10月20日

No.	いただきました質問	回 答	掲載日
4	都市計画法の規定による開発工事(道路拡張)の完了公告前に、認可保育所の建築着手の承認可否(同法第37条の制限緩和)については、所管行政庁と協議済みでしょうか。	認可保育所の開設期限に間に合うよう、法人が必要に応じて、所管行政庁と協議する必要があります。	10月20日
5	都市計画法の規定による開発工事(道路拡張)については、整備補助金の対象外でしょうか。	整備補助金の対象外となります。	10月20日
6	送迎バス事業の実施にかかる補助金について、(イ)送迎に従事する自動車運転手の雇用費、(ウ)送迎に従事する保育士の雇用経費、(エ)その他事業費とあるが、(イ)(ウ)の経費のうち、補助基準額で賄えないものを、(エ)の経費して補助の対象とすることはできますか。	(イ)(ウ)の経費を(エ)の経費として補助対象とすることはできません。 ただし、保育士の雇用費については、保育送迎ステーションにおいて保育を実施する部分とバス送迎に従事する部分を切り分けたうえで、保育送迎ステーションにおいて保育する部分について、(エ)の保育送迎ステーションの運営経費に含めることが可能です。	11月20日